

## 第十六編 人物

三七四

### 第一章 義人

#### 中川覺右衛門

大字東尾の人、大庄屋(庄屋の長)の職を勤む、庄屋は里正(名主)なり、麾下士の采邑多くは代官を置かず、大庄屋をして代官を兼ねしむ、大庄屋は土着の農民なり故に地代官の名あり。

安永八年己亥矢作川堤坊潰決し、稻田悉く滄没して稔らず、覺右衛門爲めに上書して蠲減(年貢を減ずること)を乞ふ許されず村民再び哀願す、覺右衛門衆に代り衷誠を盡して百方懇願す亦許されず、覺右衛門意頗る決する所あり、一日郷倉の番舎に入りて出でず、衆怪みて戸を開けば即上書一封を遺し割腹して死せり、十月十七日なり、地頭久永内記深く感動悲泣し爲に減租し、且祭資米壹苞を毎時給與して累世療せず以て明治初年に至る、村民今に至るまで之を徳とす、明治十一年は其百回忌に相當せしにより翌十二年三月村民相集り爲に冥福大會を修し、以て報恩謝徳の意を表す、墓は大字西尾明法寺にあり。

#### 柴田助太夫

大字大濱茶屋の人、延寶の初め幕府より加助郷を命せらる、當時本村水田少なく多く麥のみを播種するを以て加助郷を免除せられんことを乞ふ許されず、助太夫以爲らく貧村の民遞役に就かは罷斃立ち所に致らんと茲に死を決して闔村の沈淪を援はんことを期し、百方を竭して強請すること數次爲に手打に處せらる、時に延寶五年丁己五月二十五日なり、然れども素志竟に達することを得、爾來徵發の命罷むに至る村民其恩を

感荷し、而して悲愴に堪へず爲に草庵を設立し以て其冥福を祈る、之れ永安寺創建の起原なり。

### 第二章 武人

#### 松平親忠等

文明年間和泉守松平信光奇策を設け安祥城主織田氏を滅し、第三子親忠を城主となす、資性叡智にして勇武あり、櫻井、福釜の城を攻めて之を陥る、青野、藤井等の諸城亦風を望みて來り降る、時に叔父松平彈正左衛門岡崎にあり病みて歿す、嗣子猶幼なり、親忠其子長親(第三子)を安祥に止め岡崎に入る、後舉母の城主中條出羽守等と戦ひ大に威名を揚ぐ、明應六年七月髪を削り西忠と號し大樹寺を建立す、同九年八月十日卒す。

長親嗣で城主たり、智勇にして威勢大に揚り西三河を定む、長親老ゆるに及び長子信忠繼ぎたれども、無道なりしたため後臣下に逐はれて大濱に退く、依而嫡子清康嗣ぐ(永正八年九月安祥に生る)、軀幹短小なりしと雖も資性穎悟眼光人を射る、享祿二年十九歳にして吉田城を攻めて大に勝ち、進みて田原城を陥れ威名三河全國に普く、尾濃の士亦來りて款を通ずるもの漸く多し、清康素より西上の志あり、兵を尾州に進め織田氏を夷滅せんとす、然れども臣下阿部彌七郎の爲めに弑せらる。

安祥左馬介長家(親忠の七男)城主となる、天文九年六月六日織田信秀に攻められ敗れて切腹し、將卒亦悉く斃れ城陥りて織田氏に歸す。

### 第三章 孝子

三七五

百姓庄右衛門

大字赤松に孝子あり庄右衛門と云ふ、時の領主より表彰せらる、家代々赤松に住す、五世の孫を都築武左衛門と云ふ現存す、表彰狀左の如し。

覺

赤松村百姓庄右衛門儀母に孝行の段達御耳奇特に被思召候依而金子百疋被下置候此上は母親彌大切に致候様に可被申渡候尤御知行所之者共にも右之譯可申聞候 以上  
享保六年丑七月三日  
管 沼 宇 右 衛 門

太田 半 兵 衛

大字安城の人天資篤實にして能く親に事ふ、既にして父を喪ひ母に事へて愈々篤く、母佛に歸依すること極めて厚く時々寺院に詣す、途上よく護視し道路の泥濘なるに遇へば、之を背負ひなどして往還恙なからしめ又夙夜家業を營むこと孜孜汲々たり、妻とく自ら其風に化し家門随つて齊ふ、明治十二年一月官之を美とし賞金壹圓五拾錢を賜ふ。(尾三善行録による)

計 伊 女

大字東別所山内藤助の妻なり、天資貞順、夫藤助嘗て家を出で其行く所を知らず家固より貧し、然れども男に事へて厚く、晝は出て人に傭はれ、夜は手業を爲して僅の賃金を收め以て孝養の資となす、舅老ひ且病み起居意の如くならず、百方心力を竭せども終に其効なく鬼籍に入り、然るに埋葬の資なく殆んど窘したるを以て親戚と相謀り某家の婢たらんことを約し、先づ其給金を受け懇に葬事吊祭を行へりと、親に事へて終始

苟もせず其行彰れ聞へ、明治五年十一月官賞與するに金貳圓五拾錢を以てせり。(尾三善行録による)

附記 明治十六年離籍し西別所なる兄竹治郎方に復歸、同二十六年七月同字磯村義宜に嫁し現存す。(大

正七年六月調)

杉 浦 梅 吉

大字福釜の人、質直にして強耐なり、父嘗て眼を患ひて明を失ひ、母亦血癩症に罹り瘳へざること數年、姉某虛弱にして事に堪へず、加ふるに其生める所の子三人皆幼少なり、家族七人或は病み或は幼し、家固より貧しく養老育幼皆梅吉一人の力に憑れども、常に農耕を勉めて能く孝友慈愛の道を盡せり、其辛苦眞に強志の人に非んば爲す可からざるなり、明治十一年官其特志を嘉し金貳圓五拾錢を賜ふ。(尾三善行録による)

岩 間 止 藏

止藏は三河園碧海郡櫻井村の人なり、幼にして父を喪ひ家殆んど貧しけれども、兄右衛門と俱に専ら母に孝事す、而して明治十年十一月乍ち壯兵に徴されて服役し、尋て後備兵に編まれ其家に歸るや身空乏にして母に奉する由なく、又出て近村熊谷某に給事し、些少の給金を受け以て母を養ふの資とせり、前後此の如く未だ嘗て母を忘れず、其至誠の情郷里舉て嘆賞せざるはなし、明治十一年五月を以て官賞金壹圓五拾錢を與へり。(尾三善行録による)

氏は當初松崎の姓を稱へしが、後本町大字福釜なる岩間家を相續せり。

水 上 傳 三 郎

表 彰 狀 寫 (一)

愛知縣三河國碧海郡平貴村

水 上 傳 三 郎

資性孝順曾て父家政の艱難を憂ひ終に病に臥すや懇篤之れが看護に従事し且つ夙夜孜々として職業に勵み漸次衰運を挽回して父の心を慰め爲に病癒るに至れり後年父死歿爾來能く母に事へ其他心を公共の事業に致す等二十餘年志操一日の如し洵に奇特とす仍て爲其賞木杯壹個下賞候事

明治三十五年一月四日

愛知縣知事正四位勳二等男爵 沖 守 固

表彰狀寫 (二)

愛知縣三河國碧海郡平貴村

水 上 傳 三 郎

貴家は忠愛慈善の心に富み本社主義を翼賛せられ殊に亡父傳藏氏死に臨み將來社員に加盟の遺言あり貴下は其遺言を遵守し専ら家業に勉勵して冗費を省き終に其遺言を貫き今回亡父母共併せて一時に出金し終身正社員に加盟せしめたる行爲は實に至孝のみならず愛國の至誠感するに餘あり依て茲に其美舉を表彰す

明治三十四年十月

日本赤十字社名古屋支部長正四位勳二等男爵 沖 守 固

此外公共事業に盡されし廉に依り表彰狀並に賞狀等を受けられしこと三回あり。

長 坂 捨 太 郎

表 彰 狀 寫

愛知縣碧海郡安城町大字大岡

長 坂 捨 太 郎

資性温厚篤實にして父母に仕へて孝養を怠らず多年病母の看護致らざるなし洵に他の模範となすに足る仍て優良團體及篤志徳行者表彰規程に基き鈴盃一個を授與し茲に之を表彰す

大正四年三月十八日

愛知縣碧海郡長正六位勳四等 井 深 基

第四章 篤 志 家

杉 浦 源 右 衛 門

大字福釜の人、明治六年以來四十年間専心よく公共の爲めに盡瘁せり、特に明治用水に對し貢献せられしこと一方ならず、仍て明治三十九年十月九日明治用水々利組合より在職中の功績に對し金五百圓を贈り、尙歟下年季延長更正の際にも亦氏の功勞大なりしにより明治三十六年十二月年季同盟會より感謝狀に三つ組鈴盃金貳百圓を添へて贈呈せり。

山 口 與 左 衛 門

大字東尾の人、文政十年八月十五日に生れ、明治四十四年三月三日逝去せり、氏は明治九年より同九年に至

るまで戸長又は副戸長を勤め、村政に盡力し尙學校係を兼ねたり、明治用水開鑿に際し世話係となり、或は會議員となりて斡旋し愛知縣廳及碧海郡役所より其功勞に對し賞を受くること各二回に及べり、斯く公共の爲に盡したること二十年の久しきに亘れり。(表彰狀寫如何)

碧海郡新用水分配開鑿世話役在勤中事務勉勵に付金五圓差遣候事

明治十四年十一月八日

金 七 圓

明治用水を灌漑し用地開墾の儀に付數年來盡力不少に付慰勞手當として頭書之通り給與候事

明治十五年十二月二十五日

感謝 狀

一 鈴 瓶 一 個

山口與左衛門

我明治用水を利用する開墾地及變換地鐵下年季に對し事實調査を遂げ全國の比例を陳情し年季延長更正の恩典を得たる功勞を謝し爲紀念頭書の物品を贈呈す

明治三十六年十二月

明治用水年季地々主同盟會

### 第五章 教育家

伊 吹 武 市

大字今に生れ郷先生を以て著る、其經歷今村社の傍なる碑文に精しければ之を掲ぐ。

伊吹先生壽葬碑銘

先生名承德通稱武市姓伊吹號格園一號歸納齋世住三河國碧海郡今村考日總七妣深見長以天保八年十二月六日生先生天資謹厚喜讀書經傳史子略通其要最諳本朝軍記旁嗜和歌常諷詠自如又教子弟不倦曾曰人皆愛花鳥風致余獨樂子弟成立教養爲任二十餘年如一日是以郷人單稱先生不名性好武拔曾有浪士殺人舉府大駭騷然先生直捕獲致諸蕃廳廳賞之特許帶刀明治之初爲今村莊屋七年奉職五新學校八年任今村學校訓導十六年文部省賞精勤有賜十七年愛知縣廳亦加賞賜二十年爲校長兼任里宇頭來迎寺三學校長其在來迎寺學校也鳳輦偶臨幸之先生周旋取役實希世之榮事詳于錦旗駐光碑陰今爰門人議建壽藏碑命文余余繫銘曰

勿謂地僻 天生斯人 勿謂俗鄙

先生在焉 鄙谷之質 日薰厥能

德人其人 是先生力 歸然靈光

獨稱先生 積德餘慶 鳳駕臨靈

一鄉之望 何假豐碑 功垂百世

惟民則之 庶幾後學 脩而且飭

金聲玉振 斯文出色

門人會竊謀建此碑文成未刻石先生溘焉沒矣

實明治二十八年二月二十三日也年五十有八

葬先塋之側猶刻其文成素志云

明治二十八年三月二十九日

弟林和三郎選文

神谷喜一郎書

門人協力建石

齊藤勘四郎鐫

備考 五新學校は今の上郷村字和會にありたり。

鈴木長四郎

大字里の人其經歷同字にある碑文に詳なれば左に之を掲ぐ。

先生姓鈴木通稱長四郎天保十年六月四日生于安城町字里資性温厚常好學明治初年就石川部平修經史明治十年八月任里學校教員爾來勤勉薰陶兒產如慈母在任十有年如一日二十八年四月五日爲二堅辭先生素篤於敬神之道而此歲八月補里村日吉神社社掌日夜奉仕神不怠言行總爲鄉黨後進之模範矣今年一月念五歿享年七十鄉人悼惜之曾受先生之讀者百四十人謀刻石長傳不朽以爲記念矣

明治四十一年五月

門人百四十名建之

長坂先生頌德之碑

先生姓源長坂氏名基温字士良稱高太郎三河人世爲州碧海郡大岡神社祠官考諱基直妣大岡氏九世祖諱中計稱市之助仕東照公從軍屢有功賜十八石市之助慄悍多力每戰揮長槍挺身奮鬪槍尖朱殷軍中號曰血槍之助云先生幼穎悟好學受句讀於柳島玄海書法於三宅洪庵皆入其室既長候禱禱祠之暇聚邑中兒童教授明治五年六

月命爲大岡村戶長非其好也及翌年九月大岡小學創立辭之爲教員既而入養成學校受小學授業法業成而歸校舍隘隘不足以容闔邑生徒先生捐私財改爲之而不累邑人九年爲訓導十八年任大岡神社祠官先生謂此世職也不敢不拜從是一身兼兩職而兩不曠焉翌年爲五等訓導既而官廢其等級復爲訓導二十五年任平貴村尋常小學校訓導兼校長平貴村者合併大岡高木山崎北山崎上條別鄉東西別所八邑爲一村之稱也於是教學益盛生徒益進然其所費亦加多先生愛語人曰今日之計莫若積教育資金以助之吾請爲之倡乃出金若干 血皆和之竟獲金若干 官聞而嘉之賜木杯今茲三月以年滿六十辭訓導兼校長諭留再三先生固請不已遂允之賜退隱料以養老先生爲人慈愛敷篤視生徒猶子從事教育凡三十二年受業者至二千有餘人之衆 官賞之賜物數矣先是先生患少年子弟間過農源設夜學會授之農家必之學至今而不衰是以闔邑翕然嚮學至貧戶窮民無不識字者先生之於教育可謂勤無頃者受業弟子相謀欲勒其德于石持狀來請余文余謂乃祖以血槍之勇馳譽軍國今裔孫則以教人之業種德鄉邑而邑人不能設遂及是舉可謂前得美矣余雖不文安可辭而若夫神職之事則非是碑所主故不及焉然其於人者如此則其事神者可知已

明治三十七年四月

東京府知事正三位勳三等 千家尊福篆額

尾張國熱田 淺野哲夫選文

三河國岡崎 內田不賢操觚

第十七編 雜編

第一章 諸官廳署

一、碧海郡役所

碧海郡役所は安城町大字安城字毛賀知に在り、大正三年四月知立町より此の地に移轉せり、廳内を議事庶務、社寺、稅務、會計(一課)土木、產業(二課)兵事、學務(三課)の三課に分つ、現今郡長始め郡書記十五名、雇一名、郡視學一名、郡農業技手三名、縣農業技手四名、助手一名、計二十六名の吏員あり。

二、安城警察署

安城警察署は明治四十三年四月知立町より此の地に移れり、碧海郡一圓を管察し、現今大濱警察分署一巡查部長派出所二、巡查駐在所五十、巡查派出所二ヶ所あり。  
本署は署長(警部)一名、警部補一名、巡查部長二名、内勤五名、刑事一名、特務二名、書記一名の十三名より成る。

安城町に於ける巡查派出所並に駐在所の管轄は左表の如し。

派出所名	駐在所名	管	區	戸數	人口
安城停車場					
署屬 第一管區		大字安城ノ内南明治、大山、百々目木、横山、赤子山		五〇〇	二、七六〇
署屬 第二管區		大字安城ノ内北明治、西明治、下小入道、新田、池浦		四三三	一、七〇〇

西尾駐在所	大字安城ノ内西尾、東尾、大字古井	五九四	三、一一六
箕輪駐在所	大字箕輪、福釜、赤松	七三〇	三、九九二
大岡駐在所	大岡、北山崎、西別所、東別所、別郷、山崎、高木、上條、矢作町大字筒針、東本郷、西本郷	六〇二	三、一八〇
今村駐在所	大字今、大字里大字、篠目、大字大濱茶屋	八二二	四、三九七

三、安城郵便局

安城郵便局は安城町大字安城年字東明治二十八番第六地に在り、明治二十四年八月一日櫻井郵便局を廢止し事務を繼承す、取扱事務は郵便(集配)、電信、電話(交換)、爲替貯金にして局長一名、事務員七名集配人九名なり、大正五年十月一日より簡易生命保險取扱開始に依り専任事務員一名を増せり、郵便區域は本町及び櫻井村にして郵、便集配區劃は安城町大字安城(字出郷池浦を除く)を市内とし、他を市外とす、區内には無集配三等郵便局二ヶ所あり。

一、今村郵便局

一、櫻井郵便局

郵便函所在地は市内地には安城字西尾一、安城驛一、農林學校一。市外地(本町の分)には大字今一、篠目一、里一、大濱茶屋一、上條一、古井一、高木一、西別所一、箕輪一、福釜二、赤松一。

四、愛知縣蠶業取締所第三支所

愛知縣蠶業取締第三支所は安城町大字安城字花木にあり、明治三十八年蠶病豫防法發布と共に愛知縣第三蠶病豫防事務所を設置し、大正元年同法改正蠶絲業法の發布と共に愛知縣蠶業取締所第三支所と改稱せり、大正元年知多郡武豊町に同支所出張所を設置す。

管轄區域は碧海郡、知多郡の二郡にして現今は主事一名、吏員七名、書記二名、助手二名、臨時吏員六十名、臨時助手百八十名(毎年自七月至十二月)の職員にして、管内に於ける蠶絲業に關する取締を爲し臨時吏員助手は蠶種検査事務に従事す。

蠶絲業者概算數

養蠶業者	一萬五千人	生絲製造者	五十人
生繭取扱業者	五百人	蠶種製造並に分飼育者	四百五十人

繭生絲蠶種の生産概算數

繭	三萬八千石(大正五年度)	生絲	三千二百捆(大正五年度)
蠶種	四十萬枚(大正五年度)		

五、愛知縣立農事試驗場

愛知縣立農事試驗場は安城町大字安城字境目に在り、大正二年二月九日起工、同年五月より事務を開始せり、當農事試驗場は元農商務省農事試驗場東海支場の後身にして、明治三十六年四月より設置されたるものなり、縣下の重要農作物たる水稻、陸稻、麥類等につき品種、耕耘、肥培、收穫、病害虫等の改良増殖に關する試験をなし、尙大正三年一月よりは土壤肥料の分拆をも行ふ、大正元年より農商務省の指定に基き農具の試験場をも併置するに至り、本年度(大正五年)に於ては水田除草器、麥摺機、粃磨器調製器、稻扱器及び豆粕削器等百數十點につき比較試験諸種の調査及び改良考案を行へり、又水稻品種改良の目的を以て碧海郡六ツ美村中島(悠紀齋田跡縣有地六段歩外に租借地三段歩)に原種田を設け、神

力、器量好、早生神力、竹成、雄町、愛國の原種を栽培す、原種は主として郡主農會等の經營する第一次採種圃に供給し尙必要に應じ指定配布を行ふ。

建物總坪數 五百三十九坪七合五勺

敷地總面積 五町五段五畝九步六合

内 田 二町一段九步九合

畑 一町三段五畝二合

宅地 一町八畝二步八合

雜 一町一畝二十六步七合

尙畑作付を明細にすれば左の如し。

陸 稻 三段五畝二十六步五合

甘 藷 四段六畝六步五合

大小豆 四段二畝五步一合

落花生 二畝二十八步七合

西瓜其他 七畝二十三步四合

現今技師二名、技手六名、書記一名、助手三名なり。

六、明治用水普通水利組合事務所

明治用水普通水利組合事務所は安城町大字安城字毛賀知百七番地に在りて、敷地坪數は百八坪、外に附屬廊下の建坪十三坪六合あり、大正三年五月十日知立町より移轉し來り大正四年三月應舎全く竣工せり現時は委員四名、技術員一名、書記四名の九名を以て事務を處理す。

第二章 諸公私團體

一、日本赤十字社員

日本赤十字社は明治二十一年に創設せられ、我が安城町にありては當時は加盟する者一人も無かりしが明治二十七年三月より加入する若陸續として生じ、現今にては其數實に一千百二十四名の多きに上れり今字別に會員數を列擧すれば左の如し。(大正五年十二月調)

字名	特別社員	終身正社員	正社員	計
別郷	1	13	1	14
西別所	1	6	4	10
東別所	1	6	2	8
大岡	1	23	4	27
高木	1	18	3	21
北山崎	1	21	1	22
山崎	1	37	9	46
上條	1	41	12	53
出郷池浦	1	25	36	61
西尾	1	26	41	68
東尾	1	37	41	78
古井	1	33	29	61
赤松	1	39	38	77

福登	1	31	53	85
箕輪	1	57	33	90
篠目	1	30	30	60
今里	1	69	48	117
里	1	74	36	110
大濱茶屋	1	7	36	43
明治	2	39	61	102
計	4	631	489	1,122

二、愛國婦人會

愛國婦人會愛知支部は明治二十四年十二月始めて日本赤十字社愛知支部内に設けられ、軍人の遺族及び廢兵を救護するを目的とし、明治三十七八年戰役の起るや出征軍隊の送迎恤兵に力を盡し、同四十年三月學齡兒童の就學期に先ちて家計豊ならざる軍人遺族の子女に教科書を送り以て救護の實を擧げぬ、今安城町に於ける會員を各大字別に示せば左の如し。(大正五年十二月調)

大字名	通常會員	大字名	通常會員
明治	24	出郷池浦	24
西尾	28	東尾	28
古井	20	赤松	19
計	76	計	76



福釜	三四	箕輪	二〇
篠目	一四	今	三五
里	三〇	大濱茶屋	四
山崎	三二	大岡	八
北山崎	五	高木	二
上條	七	西別所	一
別郷	一	東別所	一

外に南明治に佩有功章者一名、特別會員四名ありて總計三百四十二名あり。

三、帝國軍人御援會

帝國軍人後援會名古屋支會は明治三十七年始めて設置せられたるものにして、戦死又は公務に基因する傷病死軍人遺族の生活に困難なる者及び軍人にして疾病に罹り不具廢兵となり、或は現役若くは應召者の家族にして生活困難なるものを救護慰藉するを以て目的とす、本町に於て其趣旨を賛し、其の會員たるもの二十四名あり。(大正五年十二月調)

四、表忠會

表忠會は始め第三師團管下に屬する陸軍軍人にして、戦死又は病死したる者の忠魂を弔慰する爲め、夙に同師團將校以下の醜金を以て毎年一回臨時招魂祭を執行し來りしが、是れ獨り軍人にのみ委すべきの事業にあらざるとて、明治二十六年八月官民相謀りて壹圓以上を收むる者を賛助會員、參拾圓以上を收む

る者を通常會員、百圓以上を改むる者を特別會員となし、又第三師團、愛知縣廳、名古屋控訴院及び名古屋市の名望ある者十名を以て名譽會員となし、本會を設置し汎く縣下有志者より資金を募集し、永久其祭典の執行に力めたり、本町に於て之が主旨を賛し其の會員たる者少からざりしが、現今にては該本會の經費は各郡市の尙武會之を負擔し、郡尙武會は復た之を各町村の尙武會に分賦せり、而して明治四十一年豊橋に第十五師團の設けらるゝや、名古屋に於ては五月、豊橋に於ては十月に臨時招魂祭を營むことゝなれり。

五、三河郷友會

三河郷友會は三河國人及び之れに縁故ある者を以て組織し、明治三十一年一月の設立に係り、三河國人の和親團結を計り教育産業の發達に資し、又高等學校程度以上の學生にして前途有望なるも學資に乏しき者の爲めには學資の貸附をなし、其他東京及び必要なる場所に寄宿舎を設けて遊學者の便を計るを以て目的とせり、會員は本會維持の爲め一ヶ年一口五拾錢を十ヶ年醜金するものとす。

本會には本部、支部及び委員部を置き、本部の位置は會長之を定め、支部は東京及び名古屋に置き、委員部は三河各郡市に之を置く、委員長は各郡市長にして各委員部は會員の醜金を蓄積し之を消費するを得ず。

本會の經費は資金より生ずる利子を以て之を支辨す。

本會の事業は委員部の狀況に依り之を其の郡市教育會の附帶事業となすことを得るを以て、曩に本町にありては之が會員たる者多數ありしが、現今にては之を本郡教育會の附帶事業となせり。

本郡委員部に於て學資の貸與を受け帝國大學を卒業せしもの五名(高岡村一名、知立町一名、上郷村一名、棚尾村一名、依佐美村一名)にして尙現今在學者にして學資の貸與を受けつゝある者一名あり。

六、安城町醫師會

安城町醫師會は明治四十一年三月の創立にして、安城町在住並に出張の醫師を以て組織し、其の目的とする所は會員の親睦を旨として常に意思の疏通を計り、醫事衛生の發達を期するは勿論、兼て時事問題を議するにあり、本會の開期は春秋二回にして緊要事項突發の場合は臨時總會を開設す、會場は主に安城驛附近に設定す、而して本會には常に幹事二名を會員中より指名して一切の事務を處理せしめ毎會交替して之れを務む、併し六十歳以上の高齢者は幹事を免す、蓋し聊か敬老優待の意を表するにあり、若し會員中死亡者ありたるときは當該幹事本會を代表して會葬す、爾來會員各自能く親和して倍々隆昌となり創立當時會員十五名なりしも今や漸く増加して二十一名を算するに至れり。

七、安城町消防組

安城消防組は明治三十四年告示第百六十九號を以て左の如く第一部、第二部、第三部に指定せらる。

- 一部(東尾) 小頭 一人 消防手 五十一人
- 二部(西尾) 小頭 一人 消防手 五十八人
- 三部(出郷) 小頭 一人 消防手 五十八人
- 明治四十一年告示第百九十號を以て第四部、第五部を指定せらる。
- 四部(南明治) 小頭 一人 消防手 四十八人

五部(里)

小頭 一人 消防手 五十人

第四部は大正元年告示第二十一號を以て六十人と増員指定あり。

大正二年十一月告示第百二十八號を以て第六部、第七部、第八部、第九部、第十部指定せらる。

- 六部(赤松) 小頭 一人 消防手 五十三人
- 七部(福釜) 小頭 一人 消防手 五十六人
- 八部(箕輪) 小頭 一人 消防手 五十八人
- 九部(篠目) 小頭 一人 消防手 五十八人
- 十部(今) 小頭 一人 消防手 五十四人

大正三年六月告示第百三十二號を以て第十一部、第十二部、第十四部、第十五部、第十六部を指定せらる。

- 十一部(古井) 小頭 一人 消防手 五十人
- 十二部(大濱茶屋) 小頭 一人 消防手 四十人
- 十四部(大岡、高木、北山碓) 小頭 一人 消防手 四十七人
- 十五部(山崎) 小頭 一人 消防手 四十人
- 十六部(上條) 小頭 一人 消防手 四十七人
- 大正五年十二月十三日告示第百三十二號を以て第十七部を指定せらる。
- 十七部(北明治) 小頭 一人 消防手 四十人

安城町誌終

大正八年十月二十五日印刷  
大正八年十月三十日發行

不許複製

著作發行者兼

愛知縣碧海郡安城町役場

代表者 碧海郡安城町長 神谷高治

印刷者 築山森太郎  
愛知縣碧海郡安城町大字安城千三百八十七番戶

印刷所 築山印刷所  
愛知縣碧海郡安城町大字安城千三百八十七番戶

11  
308

終

